

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成25年11月22日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹

20番 高橋利彦

21番 林 正一郎

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笏田哲雄	秘書広報課長	堀江通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本壽一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	馬淵一弘
環境課長	新行内 弘	保険年金課長	加瀬喜久
健康管理課長	野口國男	社会福祉課長	加瀬恭史
子育て支援課長	山口訓子	高齢者福祉課長	石毛健一
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	大久保孝治
建設課長	高野晃雄	都市整備課長	林 利夫
下水道課長	石毛 隆	会計管理者	宮應孝行
消防長	佐藤清和	水道課長	鈴木邦博
病院事務部長	菅谷敏之史	病院経理課長	土師 学
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石嶋幸衛
監査委員 事務局長	田杭平三	農業委員会 事務局長	高木寛幸

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男

事務局次長 向後嘉弘

開議 午前 10 時 0 分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（日下昭治） 議案第1号から議案第10号までと議案第17号の16議案及び陳情第2号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（日下昭治） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市土地開発公社

の解散について、議案第17号、専決処分の承認についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

さわやか畜産総合展開事業の具体的な内容についてとの質疑では、浄化槽の汚泥脱水機を設置する市内畜産業者に対し、補助金を交付するものであるとの答弁がありました。

続いて、議案第17号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

被害の大きかった干潟地区5か所の災害復旧費の総額と工事完了時期についての質疑では、5か所の復旧工事費の総額は3,250万円で、工事の完了は来年の3月を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（日下昭治） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月18日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点とその答弁の内容を申し上げます。

1点目として、私立保育所運営委託料について、具体的な内容はとの質疑では、5か所の

私立保育所で、当初見込みの児童数より163人が増加したため、措置委託料を増額する。なお、当初見込みより児童数、委託料が増加する保育所は3保育所で、児童数、委託料が減少する保育所は2保育所であるとの答弁がありました。

2点目として、私立保育所すこやか保育支援事業の具体的な内容はとの質疑では、私立保育所の保育士人材確保対策として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、ベースアップ、手当、賞与、一時金などの費用を助成しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得についての10議案について、審査経過並び結果を申し上げます。

去る11月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第1号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

旭駅バリアフリー施設整備事業補助金について、乗降客数が1日3,000人以上の駅が該当するとのことだが、市内にある4つの駅の乗降客数はとの質疑では、平成24年度は1日平均旭駅が3,740人、干潟駅が1,774人、飯岡駅が1,502人、倉橋駅については無人駅のため不明

であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり10議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（日下昭治） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 7 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第 7 号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第 7 号について採決いたします。

議案第 7 号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 8 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第 8 号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 9 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市土地開発公社の解散について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第17号は承認することと決しました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（日下昭治） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇)

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書の提出を求める陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、11月18日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、今後国では新たな方針を示すとのことですので、方針が示されてから再度検討したほうがよいのではないかと意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり賛成者はなく、不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

太田將範議員。

○4番（太田將範） この陳情につきましては、一般質問でも行われましたように、おおむね教育委員会のほうの方針というのは、この陳情の線に沿ったようなご回答であったと思いますし、学校ごとの序列は出さないという、そういう形での答弁であったと思います。ですから、なぜ不採択になったのか、この辺につきまして説明をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長、島田和雄議員、ご答弁願います。

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 全員一致で委員の皆様は不採択と決定したわけでありまして、なぜこういう結果になったかということではありますが、国の方針がこれから新たな方針が示されるということがいろいろ報道されておりますので、その国の方針がはっきりしてから、自分たちの態度を決めたほうがよいのではないかと、そういったような意見ということで、今回の陳情に対しましては不採択と、そういったようなことになりました。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 学校教育におきましては、地方自治体の自治権と言いますか、特に教育委員会の自治権というのは非常に重要な問題だと思うんです。ですから、教育委員会の見解と言いますか、そういった教育行政につきましては、相当程度の自治権があるというふうに考えますので、国の方針を待ってということではなくて、やはり旭市の教育委員会、教育行政をどうするかということにつきまして、きちっと議論すべきだということで、国の方針を待つべきではないと、私はそう思うんですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 島田委員長、答弁をお願いします。

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 国の方針を待つべきではなくて、独自の方針を旭市として、教育委員会として示したほうがよいのではないかとといったような太田議員の質問でありましたけれども、説明の中ではそういったことにつきましては、教育委員会の方針、この問題につきましての方針といったようなことについては、特にどういうふうに考えているかということについては、委員会の中では示されていなかったということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） その辺の問題をきっちりやはり議論してからの上で採択してほしかった
というように私は思うんです。

以上で終わります。

○議長（日下昭治） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） これをもって質疑を終了したいと思います。

これより陳情について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第2号、全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書の
提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

◎日程第5 事務報告

○議長（日下昭治） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） それでは、受納しました篤志寄附についてご報告を申し上げます。

1つ、金70万円を財団法人八石性理学会様より、9月29日受納いたしました。

1つ、金300万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月30日受納いたしました。

1つ、LPガス発電機一式を、一般社団法人千葉県LPガス協会様より、10月3日受納い
たしました。

1つ、金21万9,000円を旭中央病院リハビリテーション科、A C - j u n c t i o n様より、10月4日受納いたしました。

1つ、金20万円を茂原市、ヴォーチ・ダンジェリ様より、10月7日受納いたしました。

1つ、保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、10月18日受納いたしました。

1つ、デジタルピアノ2台を伊藤實様より、11月6日受納いたしました。

1つ、金50万円を銚子商工信用組合様より、11月8日受納いたしました。

1つ、金15万円を生活協同組合パルシステム千葉様より、11月11日受納いたしました。

1つ、金10万円を鈴木薫様より、11月12日受納いたしました。

1つ、豚肉342キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より、11月15日受納いたしました。

1つ、金50万円を日本基幹産業労働組合連合会千葉県本部様より、11月19日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（日下昭治） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 日 下 昭 治

議 員 高 橋 利 彦

議 員 林 正一郎